

様式コード			
4	3	0	0

国民年金

### 第3号被保険者関係届



令和 年 月 日提出

提出者情報	提出記入の個人番号(基礎年金番号)に誤りがないことを確認しました。
	事業所所在地 〒 -
	事業所名称
	事業主氏名
	電話番号 ( )
事業主等受付年月日	令和 年 月 日

### ※短期組合員用

組合員証番号(6桁又は8桁)
.....

社会保険労務士記載欄
氏名等

日本年金機構

A. (第2号被保険者) 配偶者欄	① (フリガナ)	② 生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年	月	日	③ 性別	1. 男性 2. 女性
	④ 基礎年金番号(個人番号)	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
⑤ 住所	個人番号を記入した場合は、住所記載は不要です。(フリガナ) 〒 - 都道府県							

届出内容に応じて、該当・非該当(変更)のいずれかを○で囲み、記入してください。

B. 第3号被保険者欄	① 氏名	この届書記載のとおり届出します。 令和 年 月 日		② 生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年	月	日	③ 性別(続柄)	1. 夫 3. 夫(未届) 2. 妻 4. 妻(未届)		
	④ 基礎年金番号(個人番号)	日本年金機構理事長あて (フリガナ) (氏名)		⑤ 外国籍	.....	.....	.....	.....	.....	.....		
	⑥ 住所	〒 -		⑦ 理由	1. 配偶者の就職 4. 収入減少 2. 婚姻 5. その他 3. 離職 ( )		⑧ 外国人通称名	(フリガナ)		⑨ 電話番号	1. 自宅 2. 携帯 3. 勤務先 4. その他 ( )	
	⑩ 該当	第3号被保険者になった日	7. 平成 年 月 日	⑪ 理由	1. 配偶者の加入制度 ⑫ 厚生年金保険・健康保険 36. 地方公務員等共済組合 30. 厚生年金保険・船員保険 32. 国家公務員共済組合 37. 日本私立学校振興・共済事業団		⑬ 非該当(変更)	第3号被保険者でなくなった日	7. 平成 年 月 日	⑭ 理由	1. 死亡(令和 年 月 日) 2. 離婚 3. 収入増加 6. その他( )	
	⑮ 海外特例要件該当	海外特例要件に該当した日	9. 令和 年 月 日	⑯ 理由	1. 留学 4. 海外婚姻 2. 同行家族 5. その他( ) 3. 特定活動		⑰ 海外特例要件非該当	海外特例要件に非該当となった日	9. 令和 年 月 日	⑱ 理由	1. 国内転入(令和 年 月 日) 2. その他( )	

短期組合員については、事業主が被扶養者認定・取消の結果を確認し、年金事務所等にご提出ください。※1

医療保険者記入欄	組合(保険者)番号	34080010
	上記のとおり第3号被保険者関係届の届出がありましたので提出します。	
	届出記載の第3号被保険者は、健康保険組合又は共済組合に加入している者の被扶養者であることを確認する。 認定年月日 令和 年 月 日 (「⑨第3号被保険者になった日」と同じ場合は、記載の必要はありません)	
	所在地	〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6
	名称	公立学校共済組合茨城支部長
代表者等氏名		
電話	029 - 301 - 5424	

※1「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う国民年金第3号被保険者関係届の取扱いについて」(令和4年9月28日付け年管管発0928第1号、厚生労働省事業管理課長名通知)の2.(2)による。

公立学校共済組合茨城支部に加入する短期組合員の被扶養配偶者に係る国民年金第3号届は、共済組合を経由せず、被扶養者の認定・取消結果を事業主が確認し、年金事務所等に届出を行います。

## 1. 提出対象者

65歳未満の組合員が扶養(認定・取消)した、20歳以上60歳未満の配偶者

## 2. 記入方法

一般組合員用の様式：様式集 48-1 (記入例 **認定** §6-024 **取消** §6-025)

短期組合員用の様式：様式集 48-2

提出者情報：事業主情報を記入  
A. 配偶者欄：組合員について記入  
B. 第3号被保険者欄：組合員の配偶者について記入  
医療保険者記入欄：既に入力済です

## 2. 第3号被保険者になった日(認定日)の確認方法

- \* 共済組合から交付された組合員被扶養者証の「認定年月日」が「第3号被保険者になった日」となります。必要に応じて、組合員被扶養者証のコピーを事業主等に提出してください。

## 3. 第3号被保険者でなくなった日(取消日)の確認方法について

- \* 被扶養者の取消手続きが完了した際、所属所宛に「被扶養者の取消手続き完了のお知らせ」という文書を送付しています。文書に記載の「取消年月日」が「第3号被保険者でなくなった日」となります。
- \* 「収入超過」「離婚」「死亡」等の理由で、被扶養者の取消をした場合に提出してください。
- \* 就職等により他の健康保険制度の被保険者となった場合は、提出の必要はありません。

## 4. 提出先について (※網掛けは事業主)

### ◆ 一般組合員

所属所 → 公立学校共済組合茨城支部 → 日本年金機構埼玉広域事務センター

### ◆ 短期組合員<市町村費職員>

所属所 → 市町村役場の厚生年金担当課 → 年金事務所等

### ◆ 短期組合員<県費職員>

県立医療大学		所属所 → 年金事務所等
教育庁各課		所属所 → 総務事務センター → 年金事務所等
その他の教育機関及び県立学校	県の給与システム対象職員	所属所 → 教育庁福利厚生室 → 年金事務所等
	会計年度任用職員(フルタイム2年目を除く)	所属所 → 年金事務所等
小中学校	県の給与システム対象職員	所属所 → 教育事務所 → 教育庁福利厚生室 → 年金事務所等
	会計年度任用職員(フルタイム2年目を除く)	所属所 → 教育事務所 → 年金事務所等